

いわき市U I J ターン支援事業移住支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内企業等の担い手の確保並びに移住・定住の促進を図り、もって将来にわたり活力ある地域社会の実現に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者に対する移住支援金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就職マッチングサイト 福島県又は他の道府県が移住支援金の対象としている就職マッチングサイトをいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。

（交付対象者）

第3条 この要綱において移住支援金の交付の対象となるもの（以下「交付対象者」という。）は、別表第1に掲げる要件を満たす者であって、別表第2、別表第3、別表第4又は別表第5に掲げる要件を満たすものとする。

- 2 交付対象者のうち別表第6に掲げる要件を満たす者は、次条に規定する2人以上の世帯に係る移住支援金の申請をすることができる。

（交付金の額）

第4条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円、単身世帯の申請の場合にあつては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

（申請書等の提出期日）

第5条 規則第4条第1項の市長の定める期日は、市への転入後1年以内とする。

（交付の申請）

第6条 規則第4条第1項第4号の書類は、移住支援金交付申請書（第1号様式）、就業証明書（第2号様式）、就業証明書（第2号様式の2）、就業証明書（第2号様式の3）とする。

2 規則第4条第2項の規定により省略することができる書類は、同条第1項第1号から第3号までに掲げる書類とする。

（交付金の交付決定）

第7条 市長は、ふくしま移住支援金給付事業補助金の交付決定を受けた場合において、移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）から交付申請があったときは、規則第5条の規定に基づき、交付決定を行うものとする。

2 市長は、審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合は、その理由を付して、移住支援金交付申請却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第8条 規則第10条に規定する補助事業着手（完了）届の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

（実績報告）

第 9 条 規則第 12 条に規定する補助事業等実績報告書は、移住支援金受給後速やかに市長に提出するものとする。なお、規則第 12 条に定める添付書類は省略するものとする。

（報告及び立入調査）

第 10 条 市長は、必要があると認めるときは、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第 11 条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に掲げる要件に該当する場合には、当該移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けた場合

イ 移住支援金の申請日から 3 年に満たない期間において、本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に本市から転出した場合

（雑則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から実施し、この要綱による改正後のいわき市 U I J ターン支援事業移住支援金交付要綱の規定は、令和 2 年 12 月 22 日以降にいわき市へ転入した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 27 日から実施し、この要綱による改正後のいわき市 U I J ターン支援事業移住支援金交付要綱の規定は、同年 4 月 1 日以降にいわき市へ転入した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 14 日から実施し、この要綱による改正後のいわき市 U I J ターン支援事業移住支援金交付要綱の規定は、同年 1 月 1 日以降にいわき市へ転入した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 11 日から実施し、この要綱による改正後のいわき市 U I J ターン支援事業移住支援金交付要綱の規定は、同年 6 月 23 日以降にいわき市へ転入した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

移住元に関する要件	移住先に関する要件	その他の要件
(1) 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上特別区に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外に在住し、特別区に通勤（雇用者として通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る）していたこと。 (2) 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、特別区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、特別区へ通勤していたこと。 (3) 東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象	(1) 移住支援金の交付申請時において、転入後 1 年以下の期間であること。 (2) 移住支援金の申請日から 5 年以上継続して市内に居住する意思を有していること。	(1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 (2) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 (3) 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となった場合を除く。 (4) その他市長が移住支援金の対象として

期間とすることができ る。		不適当と認めた者で ないこと。
------------------	--	--------------------

別表第2（第3条関係）

就業に関する要件
次に掲げる(1)又は(2)に該当すること。 (1) 一般の場合 次に掲げる事項全てに該当すること。 ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 イ 就業先が、就職マッチングサイトに掲載している求人情報に応募して採用されたものであること。 ウ 就業する者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、当該法人が、県内で物品の売買やサービスの提供、住民の雇用等、地域経済の発展や地域活性化等に寄与する行為を行う場合は、この限りではない。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)に定める風俗営業者の場合はこれを除く。 エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業していること。 オ 上記求人への応募日が、就職マッチングサイトに当該求人情報が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。 カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。 キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (2) 専門人材の場合 福島県が地方創生交付金を活用して実施するプロフェッショナル人材事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を

利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期限雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

別表第3（第3条関係）

テレワークに関する要件
次に掲げる事項の全てに該当すること。
(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
(2) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
(3) 内閣府が実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

別表第4（第3条関係）

本事業における関係人口に関する要件
次に掲げる(1)のア、イ、ウ、エ、オ、カのいずれかを満たす者で、かつ、(2)のア、イ、ウ、エのいずれかを満たす者で、いわき市が本事業における関係人口と認める者
(1) 関係人口の対象範囲

ア 福島県、いわき市又はいわき市の関係団体が主催又は参加した移住
関連イベントに参加した者

イ いわき市が運営する会員制の団体（ファンクラブ）等に登録してい
る者

ウ いわき市内で地域づくり活動や地域活性化活動に参加している者

エ 多拠点で生活しており、いわき市を拠点としている者

オ 親族がいわき市に居住している者

カ いわき市に通学、通勤又は居住していたことがある者

(2) 就業要件等

ア 福島県内の企業等に就職し、かつ下記(ア)、(イ)、(ウ)の要件を全て
満たすこと。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約であること。

(イ) 就業してから5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(ウ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の
雇用であること。

イ 福島県内で新規に起業し、開業の届出をしていること。

ウ 福島県内で農林水産業に就業していること。ただし、将来的な就業
のための研修等を含む。

エ 家業へ就業する者(ただし、就業先は県内に限る。)

別表第5（第3条関係）

起業に関する要件
福島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付 決定を受けていること。

別表第6（第3条関係）

世帯に関する要件
(1) 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が、同一世帯に属して いたこと。

- (2) 交付申請時において、申請者を含む２人以上の世帯員が、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、令和元年７月１日以降に本市に転入したこと。
- (4) 交付申請時において、申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、転入後１年以下であること。
- (5) 申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。